

(別紙)

入札参加停止措置について

No.	対象業者	事案の内容及び入札参加停止の理由	入札参加停止の根拠		入札参加停止期間	登録業種
			入札参加停止措置要領第3条第1項に基づく別表	該当条項		
1	日本ゼネラルフード株式会社 代表取締役 杉浦 卓 名古屋市中区千代田5-7-5 パークヒルズ千代田	神戸市内の施設において、食中毒を発生させたことが食品衛生法第6条第3号に違反した行為であるとして、令和7年7月9日に神戸市保健所から営業停止処分を受けたため。	(建設業法その他の業務関連法令違反行為) 11 建設業法その他の業務に関連する法令に違反し、行政処分を受けたとき。 行政処分を知った日から (1) 本市契約に関するもの 2か月以上6か月以内 (2) (1)以外のもの 1か月以上6か月以内 【豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領別表運用基準】 (別表第10項及び第11項関係) 第5条 別表第10項及び第11項に規定する「その他の業務に関連する法令」とは、①建築基準法、②労働基準法、③労働安全衛生法、④道路交通法、⑤道路運送車両法、⑥測量法、⑦廃棄物の処理及び清掃に関する法律、⑧食品衛生法、⑨騒音規制法、⑩河川法、⑪砂利採取法、⑫都市計画法、⑬大気汚染防止法等が該当するものとする。 【豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領】 (入札参加停止期間の特例) 第5条 2 登録業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の期間の短期又は期間は、それぞれ別表各項に定める短期又は期間の2倍の期間とする。 (1) 入札参加停止の期間中又は当該期間の満了後1か年を経過するまでの間に、別表各項の措置要件に該当することとなったとき。	要領別表 第11項 第2号 運用基準 第5条⑧ 要領 第5条 第2項 第1号	2か月 令和7年8月14日～ 令和7年10月13日	物品の買入れ・委託業務等 (給食)